

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1258号)

平成26年4月24日

横情審答申第1258号

平成26年4月24日

横浜市会議長 佐藤 祐文 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成24年10月19日議議第627号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「付託外陳情書（平成23年度陳情第38号）のうち陳情書部分の46枚目」ほかの保有個人情報に係る個人情報開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市会議長が、「付託外陳情書（平成23年度陳情第38号）のうち陳情書部分の46枚目」ほかの別表に示す10件の個人情報をも特定して開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「議会局議事課の保有する、別添付資料No 1～No29、及び質問状No 1～No 3と下記7、備考の内、3、①〈1〉、〈2〉、①、ア)、イ)、ウ)、エ)と4、2)、④、〈1〉、①、**1**、**2**、〈3〉と、5、1)、①、①、②、③、(1)、(2)、(3)、④、(1)、(2)、(3)、(4)、注※(5)に同じ、(6)、と②は質問回答を求める部分、③、※〈1〉、〈2〉、③、④、④、a)、b)、5、2)、⑦、4)に係る各々の全て、及び下記7、備考に係る全て 特にEメール、電子システム分を含む、受領、收受、送付、送受した全て。（※左部分の頁右に付箋を張り印をした。）※なお私の提出した陳情ほか資料については頭初と末尾の署名、押印したものの開示でよい。主はNo 1～No29、質問状 ※※なお請求する個人情報には、施行文書全ての写しを含む。」の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市会議長（以下「実施機関」という。）が平成24年7月30日付で行った「付託外陳情書（平成23年度陳情第38号）のうち陳情書部分の46枚目」ほかの別表に示す10件の個人情報（以下「本件個人情報」という。）の開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が本件請求に対し、本件個人情報を特定し、本件処分を行った理由は、次のように要約される。

異議申立人（以下「申立人」という。）は、本人が実施機関あて提出した陳情書（以下「本件陳情書」という。）の処理に関する全ての文書を求めるとの趣旨で本件請求を行っているため、本件陳情書の処理に係る文書を特定し、開示決定を行った。

申立人は、異議申立書において、このほかに文書があるはずであるとして、文書特定について争っている。

横浜市の文書事務は、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号。以下「文書管理規則」という。）及び横浜市行政文書取扱規程（平成17年3月達第1

号。以下「文書取扱規程」という。)に基づき行われている。

また、文書事務を職員向けにまとめたマニュアルとして文書事務の手引（研修編）（平成20年10月版。以下「手引」という。）がある。

手引では、起案文書は、本体、案文及び資料の3部分で構成されるとしているが、あくまで原則であって、案件ごとに決裁権者の意思決定に必要十分な記述を行うとともに、資料としては処理内容の説明に役立つ必要最低限のものを添付することとしている。

本件陳情書の処理に当たっては、意思決定に必要と思われる書類を添付し、決裁の手続を採っており、このほかに文書は作成し、又は取得していない。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件個人情報の全ての開示を求める。
- (2) 申立人は、横浜市立大学医学部附属市民総合医療センター（当時。現在の公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター。以下「センター病院」という。）における職員の事務、また、この問題に関連して実施された医療法（昭和23年法律第205号）に基づく立入検査に関与した職員の事務について、これらの行為、処理等が違法不当であることや不作為があるとし、膨大な告発文書等を市長あてに提出するとともに、実施機関に本件陳情書を提出した。

これらの告発等の処理に係る事務については、文書管理規則、文書取扱規程及び手引に定めるところの起案文書及び添付文書を用いて行わなければならない。

しかし、本件個人情報には、起案に必要な本体、案文及び資料がないか、あるいは文書そのものが存在していない。実施機関の事務の一切に不作為違反があることが明らかであり、当然に存在すべき関係法令に基づく起案文書及び添付文書を全て開示すべきである。

- (3) 実施機関における本件の事務処理は、民法（明治29年法律第89号）や刑法（明治40年法律第45号）に係る法令に違反しており、申立人の主張と実施機関の主張のどちらが合理・整合性があるかを適正に判断すべきである。

5 審査会の判断

- (1) 市会陳情の処理に係る事務について

市政などについての意見や要望があるときは、誰でも陳情書を実施機関あてに提

出することができる。横浜市における陳情の取扱いについては、横浜市会会議規則（昭和43年5月横浜市会規則第1号）及び横浜市会請願及び陳情取扱要綱（平成10年3月3日制定）に定められている。

陳情書の取扱いとして同規則第92条では、実施機関が陳情書を受理したときは、関係の委員会に付託するとされているが、実施機関において委員会に付託する必要がないと認めたものは、この限りでないと規定されている。

また、同要綱において、実施機関は、議会が関係行政庁に意見書を提出することを要望するものなど議会の機関意思の決定に関する陳情については、常任委員会などに付託し、その審査結果を本会議に報告した後、陳情者に通知し、それ以外の行政への要望に関する陳情については、付託外の陳情として、市長等に当該陳情に対する回答を求め、その回答内容を陳情者に通知することが定められている。

(2) 実施機関の文書事務について

ア 実施機関の文書事務は、横浜市議会事務局行政文書管理規程（平成12年6月横浜市会規程第1号。以下「議会局文書管理規程」という。）に基づき行われている。

議会局文書管理規程第6条第1項では、同条第2項により、口頭により処理することができる場合を除き、事案についての最終的な意思の決定（以下「決裁」という。）は行政文書によって行うものとしている。同条第3項では、行政文書による決裁を要する事案として、「(1)議長が管理し、及び執行する事務事業の方針を決定すること。」、「(7)通知、照会、回答等をする事。」等を例示している。

イ また、実施機関では議会局文書管理規程のほかに、手引を参考として具体的な文書事務を行っている。手引では、起案文書は、大まかに分けて本体、案文及び資料の3部分で構成されるとしている。

(3) 本件請求に係る事案の経緯について

本件請求に係る事案の経緯は、おおむね次のとおりである。

ア 平成10年10月、申立人の子が交通事故により受傷し、センター病院に救急搬送され、救命救急センターでの治療を受けた。

その後、申立人は、子の入院、治療等に関する家族への説明が十分ではないなどとしてセンター病院の対応に不満を申し立てるとともに、平成14年1月、要望・質問を取りまとめた質問状をセンター病院長あて提出した。

センター病院は、平成13年12月から平成14年2月にかけて、この問題に対応す

るとともに文書により見解、方針等を回答した。

イ 平成15年以降、申立人は、センター病院により作成された保険会社への証明書に虚偽があったこと、センター病院による身体障害者診断書・意見書の記載拒否があったことなど、センター病院の対応に問題があるとの申立てを行った。

ウ 平成17年5月、衛生局地域医療対策部医療安全課（当時。現在の健康福祉局健康安全部医療安全課）及び南福祉保健センターが合同で医療法に基づくセンター病院への立入検査を実施した。

その後、申立人は、当該立入検査及びその検査結果に違法性があるとして質問文書を横浜市に提出した。横浜市からの依頼に基づきセンター病院は、この問題に対応するとともに文書により見解、方針等を回答した。

エ 平成19年5月以降、申立人は、当該立入検査には違法性があるとして職員の人事を所管する総務局に対し、関係する職員の処分を求めるとの申立てを行った。

総務局では、行政運営調整局人材組織部人事組織課（当時。現在の総務局人事部人事課）が窓口となり、センター病院及び健康福祉局との調整、厚生労働省への照会等を行った。

オ 平成24年2月、申立人は、これまでの関係職員の事務処理に違法不当、不作為等があったとし、その審理、調査等を求める旨の本件陳情書を実施機関あてに提出した。実施機関は、本件陳情書が行政への要望に関する陳情であると判断し、市長に当該陳情に対する回答を求め、その回答内容を申立人に通知した。

(4) 本件個人情報について

本件個人情報は、個人情報本人開示請求書及びその添付文書の記載から、申立人が指定した本件陳情書のページの写しである。

なお、実施機関は本件請求に対して、本件処分のほかに本件陳情の処理に関する文書を特定し、開示決定を行っているが、本件異議申立ては、本件処分を特定して行われたものである。

(5) 本件個人情報の特定について

ア 実施機関は、本件個人情報の全てを特定して本件処分を行ったと主張しているのに対し、申立人は、本件個人情報は起案に必要な本体、案文及び資料がないか、あるいは文書そのものが存在していない旨の主張をしているので以下判断する。

イ 本件陳情書は、申立人から実施機関あてに、複数回にわたり提出されたものであり、それぞれに通し番号が付番されている。当審査会が確認したところ、実施

機関は、申立人の指定したとおり、本件陳情書のページの写しを本件個人情報として特定し、開示したことが認められた。

申立人は、異議申立書において「具体的に有るべき法令文書、起案文、施行文書、起案構成ア、イ、ウ、議事録、添付資料の各々の全て不存在で開示されない。」との記載をしており、本件個人情報は起案に必要な本体、案文及び資料がないか、あるいは文書そのものが存在していない旨の主張をしているが、これは本件請求に係るその余の処分である本件陳情書の処理に係る文書の開示決定に対する主張であって、本件処分に対する主張ではないことは明らかである。

以上のことから、本件個人情報を特定し、開示とした実施機関の決定は是認し得るものである。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件請求に対して本件個人情報を特定し、開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

別表 本件個人情報一覧

本件個人情報
平成24年7月30日議議第389号による個人情報開示決定に係る保有個人情報
(1) 「付託外陳情書（平成23年度陳情第38号）」のうち、陳情書部分の46枚目
(2) 「付託外陳情書（平成23年度陳情第38号）平成24年2月14日追加提出資料分」のうち、陳情書部分の2枚目及び9枚目
(3) 「付託外陳情書（平成23年度陳情第38号）平成24年2月28日追加提出資料分」のうち、陳情書部分の16枚目
(4) 「付託外陳情書（平成23年度陳情第38号）平成24年3月12日追加提出資料分」のうち、陳情書部分の7枚目
(5) 「付託外陳情書（平成23年度陳情第38号）平成24年3月14日追加提出資料分」のうち、陳情書部分の2枚目
(6) 「平成24年第1回定例会の陳情について（平成23年度議議第815号）」のうち、付託外陳情第38号に係る陳情書の写し部分の「46頁」
(7) 「平成24年第1回定例会の陳情に係る追加提出資料について（平成23年度議議第850号）」のうち、陳情書の写し部分の「463頁」及び「470頁」
(8) 「平成24年第1回定例会の陳情に係る追加提出資料について（平成23年度議議第908号）」のうち、陳情書の写し部分の「1247頁」
(9) 「平成24年第1回定例会の陳情に係る追加提出資料について（平成23年度議議第909号）」のうち、陳情書の写し部分の「2097頁」
(10) 「平成24年第1回定例会の陳情に係る追加提出資料について（平成23年度議議第910号）」のうち、陳情書の写し部分の「2136頁」

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成24年10月19日	・実施機関から諮問書及び処分理由説明書を受理
平成24年11月15日 (第146回第三部会) 平成24年11月22日 (第218回第一部会) 平成24年11月26日 (第224回第二部会)	・諮問の報告
平成25年5月27日	・異議申立人から意見書を受理
平成25年10月10日 (第237回第一部会)	・審議
平成25年12月12日 (第240回第一部会)	・審議
平成26年1月23日 (第241回第一部会)	・審議
平成26年3月27日 (第244回第一部会)	・審議